第1370号

AFN-1370

## Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行 葵総合経営センターだより週刊版

2021年 6/14 (月)

## 『特設サイトをリニューアル インボイス制度ー国税庁』

国税庁はこのほど、HP上の「インボイス制度特設サイト」をリニューアルした。トップページには以下6つのバナーがあり、各サイトへ進むことができる。

【制度の概要】適格請求書の内容、及び売手側と買手側それぞれに必要な業務の概要を掲載し、詳細が分かるよう国税庁発行の既存のリーフレット等を案内している。

【オンライン説明会】Zoomを利用し、制度の基本的な仕組みについて説明会を開催。ページの申込フォームから予約が可能。(各日程で定員100名、参加費無料)

【国税庁動画チャンネル】You Tubeで「消費税!インボイス塾」と題した4本の動画を掲載。「制度概要編」「記載事項編」「売手の留意事項編」「買手の留意事項編」で、それぞれ分かりやすく解説している。

【Q&A】コールセンターに寄せられている質問のうち数の多い事項を随時集約しているほか、昨年9月改訂のQ&Aを掲載。

【取扱通達】制度に関連する一連の通達を取りまとめている。

【申請手続】登録申請書等の様式(PDF)やe-Taxによる申請手続の概要を掲載。登録通知書は、電子データでの受け取りを推奨している。(受付10月1日~)最後に、電話相談センターや税務署での個別相談についての案内も載せている。

## 『労働保険の年度更新 今年は申告期限の延長なし』

昨年度、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、中小事業主や個人事業主が行う労働保険の年度更新(申告・納付)について、通常6月1日から7月10日までの申告・納付期間を6月1日から8月31日までの3ヵ月間に延長した。コロナウイルス感染症拡大は収束せず、今年も令和2年分の確定申告の申告・納付期限が延長、緊急事態宣言の発出・宣言の延長などが続いた。年度更新について延長もあり得るという見通しがあったものの、結果的には従来通りの申告期限(今年度については6月1日から7月12日まで)となった。すでに多くの企業に緑色の封筒に入った申告書が届いている頃だと思われるが、コロナウイルス感染症による

影響が見通せない中、早めの対応が望ましいと言えるだろう。厚生労働省では、労働保険料の算定に便利な申告書計算支援ツールを公開している。エクセルベースで集計が可能となっており、集計表に入力すれば実際の申告書にどのように記載すればよいかわかるシートがついているほか、e-Govでの申告をする場合のイメージまで付加されている。企業活動においてどのような影響が出るかわからない不透明な状況の中、できることは早めに対応しておくに越したことはないだろう。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

〒460-0019 夕士最市中区千代田

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号 (葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター